

香川生物学会会則

第1条 本会は香川生物学会と名づける。

第2条 本会は生物の研究と生物学の普及を目的とする。

第3条 第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 年次総会（毎年1回）
2. 月例会
3. 採集会
4. 会誌および普及誌の発行
5. その他

第4条 本会の趣旨に賛同し会費を納めたものを会員とする。年度途中の新入会員はその年度会費の全額を納めなければならない。

第5条 本会に名誉会員若干名をおくことができる。名誉会員は総会で推薦し承認され

た者をいう。

第6条 本会に次の役員を置き役員の任期は一年とする。

会長 1名、評議員 若干名、理事 若干名（内常任理事3名）

第7条 会費は年額3,000円とする。学生、生徒は半額とする。但し分納をさまたげない。

第8条 本会は事務所を香川大学生物学教室に置く。

第9条 本会は必要と認めた場合に臨時総会を開くことができる。

第10条 会則の変更は総会で決定することができる。

表紙の線画（サヌキシケチシダについて）

サヌキシケチシダは高家&三谷（「香川県産のシケチシダ類に関する新知見について」高知県の植物第20号. p55-81. 2007）によって香川県固有のサヌキシケチシダ類として報告された植物である。サヌキシケチシダの形態質は日本産シケチシダ類の一種であるハコネシケチシダに酷似している。ハコネシケチシダは同じシケチシダ属のイッポンワラビとシケチシダの雑種起源とされている種である。イッポンワラビは2倍体のみが、シケチシダは4倍体のみが知られているため、両者の雑種であるハコネシケチシダは3倍体となり、減数分裂がうまく行えず、その胞子は不

定型になることが知られている。しかしサヌキシケチシダは胞子が正常であり、さらに片親のイッポンワラビが四国に産しないことから、高家&三谷（2007）はサヌキシケチシダとハコネシケチシダが別の生物学的実体である可能性に言及した。私の研究室では細胞学的解析と分子遺伝学的解析からサヌキシケチシダの起源と独自性を解明すべく研究を行っている。研究結果の詳細については、今後の学会発表と学術雑誌への投稿論文で発表する予定である。表紙の線画は香川生物学会常任理事の川口敏氏に描いていただいた。

（篠原 渉：香川大学教育学部）